

母子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成22年6月5日から適用)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	措置期間	償還期限	利率 ※連帯保証人を立てない場合
事業開始資金	母子家庭の母 寡婦 母子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 団体貸付 4,260,000円		1年	7年以内	年 1.5%
事業継続資金	母子家庭の母 寡婦 母子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料等を購入する運転資金	1,420,000円 団体貸付 4,260,000円		6ヶ月	7年以内	年 1.5%
就学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校・大学・短期大学・高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	月額 96,000円	就学期間中	当該学校卒業後 6ヶ月	20年以内 専修学校一般課程 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し、又は、就職するために必要な知識技能を修得するための必要な資金 修業を容易にするために高等学校に修学する場合にその修学及び入学に必要な資金	月額 68,000円 特別 一括 816,000円 運転免許 460,000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1年	20年以内	年 1.5%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は、就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額 65,000円 特別 460,000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1年	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000円 特別 320,000円		1年	6年以内	無利子 (対象が児童の場合) 年 1.5% (対象が児童以外の場合)
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療・介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円		医療・介護を受ける期間を満了後6ヶ月	5年以内	年 1.5%
生活資金	母子家庭の母 寡婦	①知識技能を修得している間 ②医療・介護を受けている間 ③母子家庭になって7年未満の母の生活を安定・継続する間(生活安定期間) ④失業中の生活を安定・維持するのに必要な生活補給資金	①月額 141,000円 ②～④ 103,000円 母が生計中心者でない場合は月額 69,000円 生活安定期間の貸付は7年を経過するまでの期間中、合計240万円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費の取得のための栽培費用については1,236,000円	①5年以内 ②1年以内 ③事由発生から7年以内 ④就職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療・介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	技能習得 10年以内 医療介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	年 1.5% 養育費取得のための裁判費用については、無利子枠48万円
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	年 1.5%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	年 1.5%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金	590,000円		当該学校卒業後(児童が義務教育終了前のはきは終了後) 6ヶ月	修学20年以内 専修学校一般課程 就業施設 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	年 1.5%